

瑞浪市観光 PR 印刷媒体作成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、瑞浪市観光協会会員（以下「会員」という。）が観光情報誌、リーフレット、チラシ等を作成する事業（以下「観光 PR 印刷媒体作成事業」という。）の実施に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、観光事業の振興を図るとともに本市の知名度向上に資することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、観光 PR 印刷媒体作成事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。

(交付の回数)

第4条 補助金の交付は、同一会員に対し、当該年度において1回限りとする。

(補助対象外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象にしない。

- (1) 市・県・国等の補助金を受けている事業、または補助対象となる事業
- (2) 政治活動、選挙活動、その他公益を害する活動を行っている団体の事業
- (3) 特定団体の構成員のみを対象とする事業
- (4) 暴力団等の関わりのある団体の事業
- (5) その他瑞浪市観光協会会長（以下「会長」という。）が趣旨にそぐわないと判断した事業

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする会員（以下「申請者」という。）は、観光 PR 印刷媒体作成補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費算出の根拠となる書類の写し
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、観光 PR 印刷媒体作成補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は事業が完了したときは、観光PR印刷媒体作成補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し

(2) 補助事業が実施されたことがわかるもの(成果物又はそのデータ、写真等)

(額の確定)

第9条 会長は、観光PR印刷媒体作成補助金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、観光PR印刷媒体作成補助金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、観光PR印刷媒体作成補助金交付請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(交付)

第11条 会長は、申請者から提出される前条に規定する請求書により交付するものとする。

附則

この要綱は令和4年7月26日から施行する。